１２月定例教育委員会

参考資料

（令和６年１２月１６日）

議案

第１８号　みどり賞被表彰者の決定について　（教育総務課）・・・１頁

第１９号　三宅剣龍賞被表彰者の決定について　（社会教育・文化財課）・・・４頁

協議事項

第５号　「令和７年度丹波篠山の教育」（素案）について　（教育総務課）・・・６頁

報告事項

６　学校選択制希望校の申込結果について　（学事課）・・・９頁

令和６年度 みどり賞表彰候補者推薦要領

１．表彰の目的

教育的な見地から考えてよく努力し、成績・功績・貢献・奉仕・社会づくり等で顕著な実績をあげた者を表彰し、本市の教育の推進に資することを目的としています。

２．表彰の対象

（１）候補者の資格

ア）丹波篠山市内に在住する者で、顕著な実績をあげた者

イ）丹波篠山市内に本拠を置く団体で、顕著な実績をあげた団体

ウ）その他特に表彰に値すると認められる者

※過去に「みどり賞」を受賞した個人や団体は対象となりません。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合、または学校における団体活動については、この限りではありません。

（２）推薦基準

前項に規定する「顕著な実績をあげた者」とは、次の実績をあげた者（団体）とします。ただし、成績や活動年数は選考を行う上での目安です。

ア）豊かで活力ある地域社会を構築するため、概ね 10 年以上にわたり奉仕活動等を通じて教育的効果をもたらした者

イ）県レベル以上で組織される団体の一員（強化選手等）に選出された者

ウ）各種競技団体が設定している全国大会参加標準記録を突破し、全国大会に出場する権利を得た者

エ）各種大会及びコンクール大会等において、兵庫県大会で２位以内、近畿大会で４位以内、全国大会で８位以内、またはそれに相当する成績を収めた者

オ）ひたむきな取組や他の模範となる活動により、地域または学校の教育力向上に大きく寄与したと認められる者【活動年数は不問】

３．推薦者

（１）丹波篠山市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長

（２）丹波篠山市内の高等学校の長

（３）丹波篠山市内の社会教育機関の長

（４）丹波篠山市教育委員会事務局の各所属長

４．推薦方法

「みどり賞表彰候補者調書」（みどり賞表彰要綱別記様式）を丹波篠山市教育委員会へ提出してください。※参考資料があれば、添付してください。

○みどり賞表彰要綱

平成１９年１０月１７日
教委要綱第３号

（目的）

第１条　この要綱は、教育的な見地から考えてよく努力し、成績、功績、貢献、奉仕、社会づくり等で顕著な実績を上げた者を表彰することにより、本市の教育の推進に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することができる。

(1)　丹波篠山市内に在住する者で、顕著な実績をあげた者

(2)　丹波篠山市内に本拠を置く団体で、顕著な実績をあげた団体

(3)　その他特に表彰に値すると認められる者

２　過去において「みどり賞」を受賞した者は除くこととする。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合又は学校における団体活動については、この限りでない。

（推薦）

第３条　被表彰候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当する者が行う。

(1)　市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長

(2)　市内の高等学校の長

(3)　市内の社会教育機関の長

(4)　教育委員会事務局の各所属長

２　推薦を行う場合は、みどり賞表彰候補者調書（別記様式）を別に定める期限までに教育総務課へ提出しなければならない。

（選考の方法）

第４条　被表彰者の選考は、第３条第１項に定める者より推薦のあった個人又は団体の中から選考委員会が行う。

（選考委員会）

第５条　選考委員会は、教育長、教育委員１名、学校教育部長及び次長をもって組織する。ただし、学校教育部長又は次長の職が存在しない場合は、相当職にある事務局職員をもって充てることができる。

２　委員長は、教育長をもって充てる。

（委員長の職務及びその代理）

第６条　委員長は、会務を掌理する。

２　委員長に事故があるときは、教育委員がその職務を代理する。

（表彰の期日）

第７条　表彰は、毎年２月１１日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年１０月１５日教委要綱第３号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２２日教委要綱第２号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日教委要綱第１１号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月１９日教委要綱第２号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和６年度 三宅剣龍賞被表彰候補者推薦要領

１．表彰の目的

三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅剣龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とします。

２．表彰の対象

（１）候補者の資格

ア）市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者

イ）健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体

ウ）その他特に表彰に値すると認められた者

※過去に「三宅剣龍賞」を受賞した個人や団体は対象となりません。ただし、過去の受賞実績と異なる成績をあげた場合又は団体活動についてはこの限りではありません。

（２）推薦基準

ア）「市内、小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特にも優秀な成績をおさめた者」とは、『篠山市教育書道展』において展示された作品の中から最優秀に選ばれた者、小学校（小学部）、中学校（中学部）各１名とします。

イ）「健全な芸術、芸能文化等における活動」の中に「読書活動の推進」を含みます。

３．推薦者

（１）市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長

（２）市内の高等学校の長

（３）市内の文化協会の長

（４）市内の社会教育機関の長

（５）教育委員会事務局の各所属長

４．推薦方法

「三宅剣龍賞表彰候補者調書」（三宅剣龍賞表彰要綱別記様式）を丹波篠山市教育委員会へ提出してください。

※参考資料があれば、添付してください。

○三宅剣龍賞表彰要綱

平成２２年１０月７日
教委要綱第１４号

（目的）

第１条　この要綱は、三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅剣龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することができる。

(1)　市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者

(2)　健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体

(3)　その他特に表彰に値すると認められた者

２　過去において「三宅剣龍賞」を受賞した者は除くこととする。ただし、過去の受賞実績と異なる成績をあげた場合又は団体活動については、この限りでない。

（被表彰者の推薦）

第３条　被表彰推薦候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものが行う。

(1)　市内の小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の長

(2)　市内の文化協会の長

(3)　市内の社会教育機関の長

(4)　教育委員会事務局の各所属長

２　推薦を行う場合は、三宅剣龍賞表彰候補者調書（別記様式）を別に定める期限までに文化財課へ提出しなければならない。

（選考の方法）

第４条　被表彰者の選考は、第３条第１項各号に定める者より推薦のあった者の中から、選考委員会が行う。

（選考委員会）

第５条　選考委員会は、教育委員１名、教育長、教育部長及び次長をもって組織する。ただし、教育部長又は次長の職が存在しない場合は、相当職にある事務局職員をもって充てることができる。

（表彰の期日）

第６条　表彰は、毎年２月１１日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月７日から施行する。

１．「令和７年度丹波篠山の教育」における主な取り組み等

●新規・拡充、主な取り組み等

Ｐ１（２）就学前の保育環境の整備

・令和８年度中の完成を目指し、（仮称）城東認定こども園の新築整備を実施

・篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方を検討

・たかしろ保育園及び、にしき保育園の設備改修に向けた設計業務実施

Ｐ３（３）食育の推進

・保護者負担を増やさないよう質を維持しながら創意工夫し園給食を提供

Ｐ４（３）諸感覚を発達させる保育・教育活動

・丹波篠山産材積み木セットを誕生祝い品としてプレゼント

Ｐ５（４）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

・令和８年度中の開始に向け施設の選定等、乳児等通園支援事業の検討開始

Ｐ６（１）こどもまんなか社会の推進

・こどもや子育て当事者等の意見を反映した（仮称）丹波篠山市こども計画の策定

Ｐ８（９)篠山チルドレンズミュージアムの管理運営

・令和７年度末に指定管理期間満了のため、選定に向けた検討開始

Ｐ９（１２）子育ていちばんＰＲ

・「丹波篠山市子育て支援アドバイザー」設置

・親子でワクワクフェスティバルを開催

Ｐ２０（４）部活動の新たな形に向けて

・令和８年度から休日の部活動において原則、教職員が従事しなくてよい環境づくりを目指した部活動指導員等の人材確保

Ｐ３０（４）学校園水泳における市施設の活用

・令和７年度実施校園：篠山小、城北畑小、大山小、古市小、篠山幼、たまみず幼、大山幼

Ｐ３０（５）学校施設の充実

・味間小学校体育館の改修

Ｐ３２（１）コミュニティ・スクールの推進

・令和７年度中に全幼稚園・こども園へ学校運営協議会制度導入

Ｐ３３（４）放課後子ども教室の開催

・令和７年度：岡野、城東、多紀、西紀、味間に篠山を加えた６小学校区で実施

Ｐ３７（３）不登校支援と未然防止への対応

・「校内サポートルーム」を設置

・モデル事業として市内のフリースクール等への財政的な支援を実施

Ｐ４０（９）教職員の勤務時間適正化及び業務の効率化の推進

・部活動の地域連携・地域移行を進め、教職員の負担軽減を図る

・授業日の見直しと長期休業日の延長

Ｐ４４（１）「第２次丹波篠山市立図書館ビジョン」による図書館運営 継続

・中央図書館で保護者がゆっくり本を選んだり、読書ができる環境づくり（乳幼児とその保護者に対するサービスのモデル実施）

Ｐ４５（２）図書館資料の収集及び提供

・中央図書館に検索が可能な「新聞データベース」を導入

Ｐ４８（９）多様な公民館活動の充実

・市民間の交流や活動の活性化等を図る「丹波篠山公民館まつり」を開催

・多世代間交流等を図る屋外音楽イベント「四季の森音楽祭」を開催

・丹波篠山国際博の開催を記念した桶ット卓球世界大会 in 丹波篠山を開催

Ｐ４９（１３）丹波篠山映像祭の実施

・映像コンテストを含め「丹波篠山映像祭」として多種多様な催しを開催

・「丹波篠山国際博」盛り上げのため、グローバルな視点で捉えた丹波篠山の魅力発信に向けて作品応募を促す

Ｐ５１（１）スポーツ活動の充実と推進

・中学校部活動の地域移行に向けた受け皿整備及び受け皿となる団体等の支援を検討

Ｐ５２（４）ＴＡＭＢＡＳＡＳＡＹＡＭＡライジングスター育成事業の推進

・日本トップリーグ連携機構主催の SOMPO ボールゲームフェスタ２０２５in 丹波篠山を開催

・プロバスケットボールの神戸ストークスと連携したスポーツ教室を実施

Ｐ５３（１）文化財保存活用地域計画の実施

・「山城」を活かしたまちづくりに取り組む地域間のネットワークの構築

・「山城」現地見学イベント実施

Ｐ５３（２）国史跡の環境整備

・大書院の大規模修繕の実施に向けた調査研究を開始

・史跡八上城跡整備基本計画の策定

Ｐ５４（４）篠山春日能の充実

・第５０回記念篠山春日能実施（令和７年４月１２日）

Ｐ５４（５）丹波焼の保存と活用の推進

・丹波焼窯跡の発掘調査を実施

Ｐ５５（１）丹波篠山市立文化施設４館運営の充実

・丹波篠山国際博と連携した事業実施

Ｐ５５（２）丹波篠山市展の開催

・「丹波篠山国際博」に合わせ、日本ならではの書道や茶道等の文化体験や教室等を実施

Ｐ５６（３）交響ホール主催事業の実施

・第１２弾となる丹波篠山市民ミュージカル実施

・丹波篠山国際博を盛り上げるため、音楽関係団体の公演活動に協力、支援

Ｐ５９（１）農都のめぐみ米・地元食材を活用した学校給食の充実

・物価高騰に対し、公費負担を継続実施

Ｐ５５（２）第３期丹波篠山きらめき教育プランに基づく教育の推進

・第４期丹波篠山きらめき教育プランを策定

●完了

Ｐ１（２）就学前の保育環境の整備

・こんだ認定こども園を開園

・第３期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画策定

Ｐ３０（５）学校施設の充実

・西紀中学校校舎・体育館の改修

Ｐ４４（１）「第２次丹波篠山市立図書館ビジョン」による図書館運営

・「第３次丹波篠山市子どもの読書活動推進計画」策定

Ｐ５０（１４）丹波篠山市史編さん事業

・市史編さん室の事務所及び資料保管庫の西紀支所への移転

Ｐ５４（５）丹波焼の保存と活用の推進

・県指定丹波立杭登窯修理

２．策定にかかる今後のスケジュール

▼12 月 16 日（月）　12 月定例教育委員会に協議事項として素案を提案

※ご意見等については、12 月 26 日（木）までに教育総務課へご連絡ください。

▼ 1 月 17 日（金）　1 月定例教育委員会に協議事項として案を提案

▼ 2 月 6 日（木）　2 月定例教育委員会に議案として提案（議決後教委内で公表）

▼ 2 月 17 日（月）　弥生会議（第 2 日）教育方針として説明

▼ 4 月 21 日（月）　市広報紙に「丹波篠山の教育（教育方針）」を掲載
市広報紙に「丹波篠山の教育(概要版)」を挟込（全戸配布）

1．学校選択制（中学校）とは

中学校へ進学するときに、入学する学校を選ぶことのできるのが学校選択制です。
指定する2つの中学校から入学する中学校を選ぶことができます。

2．学校の選択ができる校区は

岡野小学校は、 篠山中学校 または 西紀中学校
大山小学校は、 西紀中学校 または 丹南中学校
城南小学校は、 篠山中学校 または 丹南中学校
古市小学校は、 丹南中学校 または 今田中学校

3．対象となる児童は

学校選択制（中学校）を実施する小学校区に在住または、転入予定の「小学校6年生」が対象となります。

4．希望する学校の情報は

① 「学校案内」を参考にしてください。
② ①の案内中の見学可能な学校行事等の機会を活用してください。
なお、学校行事以外で見学を希望される場合は、直接学校へお問い合わせください。
※学校行事については年度当初の予定のため、変更となる場合もありますので
ご了承ください。

5．選択の手続は

① 対象となる児童の保護者宛に、9月初めに各小学校を通じて入学希望中学校申込書をお渡しいたします。9月15日（休日の場合は次の平日）までに、各小学校長まで提出いただきます。
② 希望校の変更をされる場合は、10月1日から11月15日（休日の場合は次の平日）までの間に入学希望中学校変更申込書を各小学校長まで提出してください。
③ 1月末頃に入学通知書を教育委員会から保護者宛に発送いたします。

お願い
◇ 中学校を選ぶ際には、通学の安全、通学距離も含めて選択してください。
◇ 選択した中学校に3年間就学することを原則とします。
◇ 11月15日締め切りの入学希望校変更申込書の提出をもって、希望校の最終決定となります。
◇ 国立・私立中学校に入学を予定されている場合でも9月の入学希望中学校申込書（希望する学校を記載）を提出していただきます。
◇ 該当する小学校区から転出されるご予定がある場合は、個別に相談に応じますので、在校の小学校へ申し出て下さい。